日野市 土地区画整理法第76条許可申請の手続き

(1) 76条許可申請の主な流れ

- (1) 意見書の申請※ 2 申請受理、確認 意見書の発行 意見書発行の連絡 76条許可の申請 (4) 申請受理、審査 許可書交付、受取 ①~⑥所要日数 約2週間
- ①区画整理課または区画整理組合(以下「区画整理課等」)へ申請して ください。以下の必要書類、留意事項を確認してください。
- ②区画整理課等は、申請案件の内容について事業上の支障の有無や意見 内容を確認します。
- ③区画整理課等は、意見書を都市計画課と建築指導課に発行します。 発行したことを、申請者に連絡します。
- ④申請者は、③の連絡後、建築指導課に76条許可の申請ができます。 以下の必要書類、留意事項を確認してください。
- ⑤建築指導課は、申請案件の内容について審査します。
- ⑥建築指導課は、申請者に許可通知書(紙面)を交付します。窓口受取 を基本としますが、郵送(返信用封筒が必要)でも可能です。

(※)意見書の申請先は、市施行の事業は区画整理課へ、組合施行の事業は区画整理組合となります。

(2) 必要書類(各1部。区画整理組合以外は、電子データでの提出も可能 ※)

意見書の申請に係るもの <区画整理課等へ>	76条許可の申請に係るもの <建築指導課へ>
(1) 建築に伴う施行者の意見について(申請) :様式第2 ※HPからダウンロードできます	(1)許可申請書:様式第1 ※HPからダウンロードできます
(2)付近見取図	(2)付近見取図
(3) 配置図(従前地で仮換地との重なりに建築する場合、仮換地線を青、従前地線を赤で表示)	(3) 配置図(延床面積、建築面積、高さ、主要用途もわかる もの。別紙でも可)
(4)委任状	(4)委任状(自署又は押印したもの)
(5)・仮換地の場合:仮換地指定通知書又は証明書、 仮換地明細図・従前地の場合:換地設計決定証明書・保留地の場合:保留地図、保留地引渡書	(5)・仮換地の場合:仮換地指定通知書又は証明書、仮換地明細図(任意分割の場合は敷地求積図も必要)・従前地の場合:仮換地重ね図、敷地求積図・保留地の場合:保留地図、保留地引渡書
(6) 申請者と土地所有者の権利関係がわかる書類(申請者と 所有者が異なる場合。登記事項証明書、売買契約書等)	(6) 申請者と土地所有者の権利関係がわかる書類(申請者と 所有者が異なる場合。登記事項証明書、売買契約書等)

(※)電子データ提出の場合は、必ず申請先の担当者へ電話連絡して、受付されたことを確認してください。

(3)留意事項

- (1) 敷地面積、敷地境界線の寸法は、仮換地明細図のとおりとしてください。 (敷地面積は整数表示、敷地境界線は小数点以下第1位まで)
- (2) 許可申請とは別に、確認申請手続きを進めても支障はありませんが、確認済証が公布されても、76条許可が おりない限りは工事の着手はできません。
- (3) 76条許可を取得後、敷地境界線の変更または建築物の形状の変更する場合は、許可の取り直しが必要となる 可能性がありますので、あらかじめご相談ください。
- (4)従前地の場合、基本的には仮換地図との重ねの中に建物がおさまる計画とし、斜線規制等も従前及び換地後 においても満たす計画となるように検討してください。
- (5)地区計画が定められた区域では地区計画の届出が必要です。あらかじめ都市計画課にご相談ください。

(☎)区画整理課(換地係):042-514-8405 川辺堀之内土地区画整理組合:042-514-9171 都市計画課(計画係):042-514-8354

建築指導課(指導係):042-587-6211